

汚泥焼却炉施設等の建設及び維持管理に関する事務の委託
に関する規約の変更に関する協議について

地方自治法第252条の14第2項の規定に基づき、汚泥焼却炉施設等の建設及び維持管理に関する事務の委託に関する規約を別紙のとおり変更するものとする。

令和2年12月3日提出

日立市長 小川 春 樹

(提案説明)

下水道事業から生ずる汚泥の処理に係る施設の建設及びそれに付帯する事務に要する経費の算定に関する規定を改めるため、議会の議決を求めるものであります。

汚泥焼却炉施設等の建設及び維持管理に関する事務の委託
に関する規約の一部を改正する規約

汚泥焼却炉施設等の建設及び維持管理に関する事務の委託に関する規約の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「第1基目の汚泥焼却炉施設等の供用開始から第2基目の汚泥焼却炉施設等の供用開始後15年を経過するまでの期間内」を「当該年度」に改める。

付 則

この規約は、茨城県知事と関連団体の長とが協議して定める日から施行する。